

開会 午後 2時54分

○委員長（西下敦基君） これより教育福祉委員会を行います。

ただいまの出席委員数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより条例の審査に移ります。

それでは、本委員会に付託されました「議案第82号 菊川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

それでは質疑を行います。質疑のある委員は、挙手にてお願いしますということで、順番がありますので、1番目からお願いします。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。最低基準の表記があるがチェック項目やシートの作成は行うか伺います。

「最低基準」という文言が使われているが、内閣府令では「整備運営基準」という文言を使用している。同じ意味合いであることは承知しているが、あえて異なる文言を使用した意図はあるか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

乳児等通園支援事業につきましては、家庭的保育事業等の認可を受けた施設と同様に、設備及び運営に関する基準を満たしているかどうかを確認するため、市が毎年監査を行うこととなります。監査は、各施設から事前に市が作成する監査調書を提出していただき、現地を確認しながら行いますので、監査調書がチェックシートのような意味合いを持つものとなります。

最低基準という文言については、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の第1条において、児童福祉法第34条の16第2項の内閣府令で定める基準を「設備運営基準」と定義しています。

同じく国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の第2条では、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を「最低基準」と定義しておりますので、国の基準は「設備運営基準」、本市が定める基準は「最低基準」となり、国の

基準に基づいた表現とさせていただきます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。第6条第2項において避難訓練の記載があるが、月1回は負担ではないか。また毎月同じ内容なのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等においても、認可基準においては月1回の避難及び消火に関する訓練を行うことが義務づけられています。既に実施している訓練に乳児等通園支援事業に関する部分を加えていただく形になりますので、大きな負担増にはつながらないものと考えております。

訓練内容につきましては、各施設が毎月異なる内容を計画し、実施していただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） すみません、1点自分から確認で、これ毎年同じようにやっていることを同じようにやればいいのかということで、この条例が入ったことで何かプラスがあるということであるんですよね。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

今の既存の保育所と認定こども園の園のほうでやっている訓練のほうに、乳児等通園支援事業についても含めるという形で、その子どもたちが入った訓練になるということで追加されるような形になります。

○委員長（西下敦基君） 子どもたちを含めて一緒にやってくださいということですね。分かりました。

関連質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（西下敦基君） なければ、3番目のところで須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。第7条で定められている安全計画について、職員への周知及び研修の実修、親との連携もうたわれているが、安全計画の中身について事業所外の第三者が精査する計画はあるか。また、どのような中身なのか想定は。共通のフォーマットがあるのかお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等においても、認可基準において、安全計画の策定、訓練等の実施、保護者への周知が義務づけられており、既存の保育所等においては、国から示されている策定に関する留意事項や規定する内容、策定例に基づき、毎月の施設の点検計画や訓練計画等を盛り込んだ安全計画が整備されております。

保育所等で乳児等通園支援事業を実施するに当たっては、既存の安全計画に乳児等通園支援事業に係る内容を追加することでよい旨が国から通知されております。

安全計画の中身の精査については、県や市の施設監査において確認をしております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すいません、ちょっと確認、聞き漏らしていたら申し訳ないんですけども、共通のフォーマットってどのような中身になるかの想定というのは、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

現在既存の施設で行われているような保育所、認定こども園等の中身にまたこちらのほうも追加されるような形になりますので、中身としてはその子たちのものも入った計画というふうな形だと思っています。北のほうの対応にさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。村松小笠北認定こども園長。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） 松村です。すみません。北認定こども園です。

各園、この安全計画を策定するに当たり、こういうものを入れてくださいとフォーマットが来ています。それに基づいて各園で計画しているので、その中についていろいろ安全教育、

安全管理、組織的に活動と違っていろいろな研修も含めてありますので、そこに今度のことも誰でも通園制度の園児を含めた計画になると思います。

以上です。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、4番目の松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。第8条、市内で現在バスの運行はあるか。また今後の運行の予定を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

現在市内でバスを運行している施設はございません。また、市内各園からは今後も運行の予定はないと今のところ伺っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番。ちょっと不勉強で申し訳ないんですけども、この乳児等通園支援事業者のブラジル人学校の扱いというのはどうなってくるのかをお伺いできればと思うんですけど。何か外国人の生徒さんで乳幼児に該当する方を預かっている施設が市内にもあるというのを伺っていて、そこはバスを使われているような拝見しているんですけども、外国人学校は対象外。

○委員長（西下敦基君） 認可外保育になるんですかね、ここは。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

保育所、認定こども園というくくりの中で、ちょっと自分たちのほうで無認可のほうの施設と考えていましたので、ちょっとまた無認可保育園については、確認はさせていただきますが、今実施が可能なところというところでは保育所、認定こども園、幼稚園、企業型保育事業所、小規模保育所等自分たちのこの中では該当はその施設になるということで考えてお

ります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、5番目の松永委員、お願いします。

○3番（松永晴香君） 第15条です。食事についてアレルギー対策について伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等と同様に、国の定めるアレルギー対応ガイドラインや、各施設において定めているアレルギー対応マニュアルに基づいて対応をしていただくこととなります。

また、乳児等通園支援事業につきましては、利用の前に面談を行うこととされていますので、アレルギーの有無等について十分な聞き取りを行ってまいります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。きっとこども園の場合はそこで給食を作っているかと思うんですが、同じ施設内での調理も不可とかっていう重度のアレルギーのお子さんが出た場合は、お弁当を持ってきてくださいとかっていう対応になるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村こども園長。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） 北こども園のほうでも現在、大豆が駄目なお子さんに関しては、しょうゆ等にも含まれるため、お弁当を持ってきていただいたりとか、そのときの対応できるもの、対応できないものについては必ず個人面談のほうで判断をしています。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、6番目のところ、奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。第22条第2項、施設に慣れていない幼児おおむね6人につき職員1人以上では、少ないような気がします。市町村の判断で基準を上回ることは可能ということで、新潟市や北九州市の例を挙げましたけども、今特に満1歳児について、過渡的でしょうけど5人に1人ということで、県のほうでも今度そういう支援をしていくと

ということですが、今回の中ではまだそこまでのことを考えておられないかお聞きします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

現在、保育所や認定こども園、また一時預かり事業につきましても、同等な配置基準となっておりますので、今回の乳児等通園支援事業のみの基準を厳しくする理由はないものと考えており、国の基準に従っております。

利用の前には必ず面談を実施しますので、その際にお子さんの様子等を聞き取りながら、必要に応じて預かる人数等を調整するといった対応はしてまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、7番目のところをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 第3項ですけども、1人でもいいということですけども、ちょっとその辺大丈夫かということを確認したいです。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

第22条第2項の中では、「乳児等通園支援事業の従事者は、一つの事業所で2名を下ることができない」としてありますが、第22条第3項では、その特例として、第1号と第2号を定めております。第1号、第2号ともに保育所等と一体的に事業を運営する場合であって、在園児対応職員の支援を受けることができることを条件として乳児等通園支援事業の専任職員を1人とすることができるとしてあります。

いずれの場合も、受入れ人数に応じて必要な職員の人数が配置されることとなります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） では、すみません、その次も、関連質疑で。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、その第1号ですが、一体的に運営されている場合というのはどのような状況か。同じクラスの場合、在園児に影響が出ないのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

一体的に運営されている場合とは、保育所や認定こども園等において、通常の保育サービスと並行して乳児等通園支援事業のサービスを提供することをいいます。

在園児と同じクラスで事業を実施する場合、「家族以外の人と関わることや同じ年頃の子ども同士が触れ合うことで、成長発達に資する豊かな経験の機会をもたらす」という本事業の趣旨を踏まえつつ、預かるお子さんの様子や在園児の様子を見ながら、双方に大きな影響がないよう、現場の判断で対応してまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、9番目のところもお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 第2号の場合も乳児等通園支援事業に従事する職員は保育士とすべきと思いますが、いかがですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

第22条第3項第2号では、利用児童数が3人以下であって、保育所等と一体的に事業を運営し、在園児と同一の場所において事業を実施する場合で、かつ在園児対応職員である保育士の支援を受けられることが条件となります。この場合、乳児等通園支援事業対応職員が保育士以外の者であることが可能であるとしております。この保育士以外の者とは、子育て支援員や家庭的保育者など、都道府県や地方自治体から認定資格を受けるものと想定されます。

なお、子育て支援員については、現在、市内の保育所等で勤務されている方がいらっしゃいます。保育人材の確保が困難である中、一定の保育の質や子どもの安全安心を担保しながら保育機能を維持強化できるものであると考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。こちら短時間の乳幼児を預かるということで、これ保育体制が大丈夫かなと心配があるんですけども、一応この体制であれば最低基準で大丈夫

ということで、一応確認ですけども。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

できる限りの保育人材を確保しながら、特に心配はないということでこの規定のほうで行おうと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、10番目を松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。第24条、「保護者との密接な連絡を取り」とあるが、連絡手段は何を想定しているのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

本事業では、施設での子どもの様子や家庭での様子について、保護者と施設が共有を行うことが重要であると考えております。

事前面談のみでなく、定期的な面談の設定や連絡帳、連絡アプリの活用が見込まれると思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。連絡長や連絡アプリというのは、ふだんそこに通っている園児の方が活用しているアプリ、連絡帳をそのままこども誰でも通園制度の方も使うということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

アプリにつきましては、既存のものを使うところもあるでしょうし、それなりのものをまた新しくということもあると思いますが、それはまた実施される園のほうで方法等は考えられていくと思います。

ほかの、今連絡帳等を使っているもの、リフレッシュ保育等ありますので、今後この新し

い事業につきまして、こちらのほう計画のほうを出させていただきます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、11番目は私からで、条例制定に当たり市内保育園への聞き取りなどを行っているのか。また、近隣市の状況について把握はされているのかをお伺いします。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

本条例の制定に当たっては、国の基準に基づく内容となることから、保育所等への聞き取りは行っておりませんが、事業の内容や本市の実施スケジュールについては、幼児施設連絡会等で情報を提供しております。

乳児等通園支援事業を実施していない自治体については、来年4月の事業実施に向けて、12月までに「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めなければならないとされています。西部管内福祉事務情報交換会での情報共有や電話等での聞き取りによりますと、近隣市においても12月議会での条例制定を予定しているとのことでした。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からで、近隣のところで、ほぼみんな国からのそのまま変更せずに行っているような感じになっているのかお伺いします。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

ほとんどの市町のほうが本市と同じように、基準は国の定めるものを基にしているところがほとんどでございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、12番目も私からで、条例を制定することで、今いろいろと質疑してきたんですが、それ以外で受入れ事業者が新たに対応すべきものは何かあるのかお伺いします。

堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

本条例の基準を満たしていることが認可の要件となりますので、乳児等通園支援事業を実施する場合には、基準を満たすよう準備を整えていただいた上で認可申請をしていただく必要があります。

条例の基準を満たす以外にも、こども家庭庁が整備したもので、地方公共団体、事業者、利用者が利用できるシステムである「総合支援システム」の利用準備は必要でありますので、インターネット環境の整備ですとか、メールアドレスの所持は必要となります。

あとそのほかにも、定款の変更であるとか、園の規則、運営規定の変更等、乳児等通園支援事業を追加していただく必要がございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ちょっと総合システムの準備が必要だということで、これは市が持ち出さなきゃいけないのか、これとはまた新しい予算措置がされてくるのか、国から、をお伺いします。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

国のほうで作ってもら、ベースになったシステムですので、それをインターネット上で地方自治体であるとか、あと利用者ですとか、事業所がそれを全てつながっているものを活用するような形になりますので、特に予算立てして準備することはございません。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上ですが、関連質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 何と聞いていいかちょっと分かんなくて、まさにこの質問をしたかったんですけど、今まで運営しているこども園さんが受け入れるときに、新たにこの誰でも通園の乳児さん等という部分を受け入れるときに、追加することっていうのが今言った設備上、保育士のほうは今分かったので、設備上で何か、今言ったシステムだけでいいということ、要はリフレッシュ保育みたいな感じのときもそういう制度の中でいろいろあるかと思うんですけど、別にこれだから特定に設備を直さなきゃいけないとかっていうのはないという考え方でいいんですかね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

必要面積等の基準もありますので、そのような場所を確保してもらうという点では、専用

のお部屋を用意していただくのか、あとは既存のお部屋で在園児と一緒に保育をされるという、そのような形を選ぶことにもよりますけれども、園のほうで実施するここを決めていただいて、場所の整備は合ったものを準備していただくというような必要はございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（小林博文君） 面積的には、一般の受入れのときの面積とそこだけは違うというのはないので、単に1人増えるという考え方でいいのかということころは、それでいいんですかね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を堀川課長、お願いします。

○こども政策課長（堀川訓子君） 子どもが1人増える分の面積……。

○14番（小林博文君） 通常の子どもさんを募集したときの面積と何ら変わらない、特定にこの制度だからちょっと面積が多いとか少ないとかというのはない。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） 面積的には一緒ですので、その子どもさんが増えた分の面積をまた確保するということです。

○14番（小林博文君） 確保すれば、要は定員の中で収まるということがあるんですよね。そういうことですね。

○委員長（西下敦基君） 関連で。5番。

○5番（奥野寿夫君） 関連、5番 奥野ですけど、北認定こども園では受入れをするという方向で進んでいるし、多分市内でも1か所はまず受け入れるということはあると思うんですけど、その場合によって今の既存の園児よりも増えると思うんですが、今のところそれは何か新たに特に必要としているということは、今の面積とか人員の中でそれを受け入れられそうなのか、ちょっと今答えられれば伺いたいんですが。

○委員長（西下敦基君） 市全体のですか。

○5番（奥野寿夫君） そうです。

○委員長（西下敦基君） では松村園長、お願いします。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） 人に関しては、今、令和8年度予算のほうで上げさせていただいていますが、会計年度任用職員のほうを今計上して専任職員を計上させていただいております。

部屋のほうですが、面積的に室内での余裕はありますので、既存在園児の中に入れることも可能ですし、別部屋があり、ゼロ歳児の部屋を使用していませんので、その部屋での受

入れでも、どちらでも可能になっています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） いいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、最後のところ、私からということで、今の関連している  
かもしれませんけど、市内のどの程度の事業者が受入れをしていくと考えているのか。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

現時点では、事業の利用料の在り方ですとか、給付費の算定方法、認可手続の詳細等がまだ国から示されていないことが多いために、事業実施の判断ができない事業者が多いと当課のほうでは感じております。

実施の意向があるということを聞いている事業者もありますが、具体的な開始時期等は未定であります。

事業に対する市民ニーズがどの程度あるのかも不明ですので、まずは小笠北認定こども園でスタートしまして、ニーズの把握や情報収集に努めまして、市内の事業者へ共有することで適切な受皿の確保に今後努めてまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ちょっとまだ国からの情報が、どれぐらいお金が下りてくるかとかっていうのが分からないということでよろしいですか。1人当たり幾らもらうとかっていう、すみません。

堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

公定価格自体はまだ示されていません。予定では12月中ということですが、今から何かしらの情報が下りてくるとは思いますが、その辺の情報が出ましたら、また民間園のほうにも周知をしまして実施事業者のほうを募っていきたいと考えております。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。すみません、ちょっと自分から。もう先行してやっているところもありましたよね。そこら辺を参考に、全然金額が分からずにやっているということになるんですかね。

答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長でございます。

7年度は、まだ今の給付という形ではなくて、地域子育て支援事業ということで、地域の裁量のほうでやっている形で、8年度からは給付という形に移ります。ですので、また制度自体が8年度から変わると考えていただいて、今の段階では基準となるような料金等は国から一応示されておりますが、事業者に対して委託であるとか補助というような形で各市町のほうは、先行しているところはそのような形で行っております。来年度からは給付制度へと変わります。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質問ありますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、非常に私としては理解できない面が多くて、今、1号、2号、3号ってあるじゃないですか。それに対してこの乳児等っていうのはどうなるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

1号、2号、3号は、今の特定教育・保育施設において、保育なり教育が必要という方が1号、2号、3号になります。来年度から当市で行おうとしているこども誰でも通園制度は、またそれとは違うもので、6か月から3歳未満のお子さんについて時間単位でそういう保育所等で生活をするということができるといふ新たな制度になりますので、今行っている事業とはまた別のものと。

○委員長（西下敦基君） 続いて13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、今、3歳未満を見ている施設ですと、今のお話ですとそのままいけないんですか、こういう制定をするということは。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。堀川課長。

○こども政策課長（堀川訓子君） こども政策課長です。

今の特定教育・保育というのは、保育でいいますと保護者の方の就労が要件となります。今度のこども誰でも通園制度は、就労とか特に保護者の様子については条件がございませんので、子どもさんが集団の中で過ごしたい、親御さんもちょっとお子さんが心配なので預けたい、様々なことから受入れのほうが可能ということになっておりますので、就労しているので保育が必要だというような今の2号・3号とはまた別の形となります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。すみません、ちょっと関連で、障害のある子というのは、ここで受入れに何か問題があったりとかなかったりとか、そこは面談で園が受け入れるかどうかの判断になるということになるんですかね。

答弁を求めます。

〔「次の」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 次の話ですか。取り下げて、後で、すみません。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。ちょっと北こども園さん、今やられているかどうか分かんないんですけど、10年以上前はパンダの日が毎月あったと思うんですよ。今もやられていますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） 北こども園長です。

今名称はどんぐりの日って、未就園児の開放日ということで今もやっています。ただ、昨年度までは幼稚園だったこともあり、来るのが大体3歳、来年度上がるお子さんでしたけど、今年度からこども園になって、ゼロ歳児から来るようにはなっています。

○委員長（西下敦基君） 3番。

○3番（松永晴香君） 多分皆さん、どんぐりの日、パンダの日、分かっていないと思うんですけど、ごめんなさい、私たちの中でしか分かってなかったと思うんですが、例えば去年まではどんぐりの日といって、3歳までの子が来年通うからそれまでに慣れようね、この場に空気感にというので、月に1回保護者と一緒に来ていいよっていう開放日があったんですよ。それを私もすごく利用させていただいて、すぐ親と離れちゃうとすごく泣いちゃう子がいるので、まず園に慣れようというのでやっていたんですね。今回は今年度からはゼロ歳も対応しているってことですよね。この誰でも通園制度も行いつつ、どんぐりの日も継続してやっていたかという形でよろしいですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） 北こども園長です。

おっしゃるとおりで、目的が全く違いますので、未就園児の開放はあくまでも親子で園を使って遊んでくださいという、こども誰でも通園制度は、保護者の方のお子さんに対しての課題に対して園で対応していただきたいということなので、両方継続してまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにありますか、質疑は。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども、こんなことを聞いていいのかわからないんですけれども、こういう制度、北こども園で始まるということですから、ちょっと大変じゃないかなとちょっと私は思うんですけれども、保育士さんたちの意見がもし出れば。

○委員長（西下敦基君） 大変じゃないかということで、松村園長。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） 先生方にいろいろな考え方があるのであれなんですけど、でも、このこども誰でも通園制度をやることによって、全ての子どもたちが園を利用できるようになるのかな。今まではリフレッシュという、どうしても親御さんのリフレッシュですけど、なかなか自分に用事がないと預けられなかった、何となくリフレッシュって自分に何か用事がないと預けてはいけないのかなっていうところでの利用でした。今の未就園児の開放というのは月1回というところ。でも、これでこども誰でも通園制度をやることで全てのお子さんが園とのつながりを持てるって考えると、大変っていうよりも、子どもの健やかな育ちのために私たちの一番の仕事だと思っているので、そういった意見は特に私の周りではないです。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。取りあえずは北こども園だけということで、そして全市からそこに行くということになるわけですよね、最初は。そうしますと受入れ時間帯というのは何時から何時までになるのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。松村園長。

○小笠北認定こども園長（松村良枝君） その辺のところを踏まえて、今預かる時間帯ですとか、預かる人数によっては今後調整をさせていただいて、実施前には皆さんに情報提供できるようにしていきたいと考えています。

○13番（織部光男君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） ほかに何か聞きたいことがあれば、なければこれで自由討議に入りますので、もう一個、その後まだ条例もありますので、これでよろしいですか。質疑なしということで、これで質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある議員は挙手の上、発言をお願いします。ということで指名します。

すいません、ちょっと自分から、まとめとして、取りあえず他市にも聞いたところ、ほとんど国の基準で条例を定めるということで、国がこれから進めていくところでその前段階として条例を定めるということですので、特に問題はないかなと思いますが、ちょっとだけシステムのことや準備のほう、お金はかかれないと思うんですけど、そこら辺はつなげたりみたいな話があったので、自分としては特に問題は、今までやってきているからこれだけ追加して、入る子も基準として追加するということですので、私はそのように感じました。

以上です。

ほかにご意見ある方、お願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですけども、ちょっと違いまして、これから短時間でそれで本当にその都度子どもを預かるということで、非常に僕は大変だなと現場に負担がかかるんじゃないかなということで、趣旨としてはいいんですけども、本当に最初は預けてもやっぱりなかなか泣きやまないとかっていう話も聞きますし、そういう点で本当に大丈夫かなと。今の体制と同じ体制でやるだけという大変かなということと、それとちょっと私例に挙げましたけど、今試行中の自治体でも加算してやっているところもあります。そういう点では本当は基準を上げてやるべきじゃないかなと。さっき言ったように1歳児は今5人に1人というのが今国でも県でも今なっています。そういったところ少しでも基準を子どもに手厚くやられるようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。まずは公立でやるということなので、そこでは公立ではそういったことを見せながらやってほしいなという、制度に反対じゃないですけど、ちょっと心配はあります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、多くの皆さんが言うように、私も本当にまだ小さいゼロ歳児から3歳児ですけど、やっぱり母親から離れるという物すごいやっぱり泣きじゃくったりするんですよね。やっぱり1人に1人必要じゃないかなというふうにそんな感じます。これ本当にずっとその子を抱えてなきゃいけないような状態になってしまうと、ほかの子たちが寄ってきたときに何かこう対応が難しいんじゃないかなという。毎日通うならその保育士さんに慣れてくると思うんですけども、やはり短い時間でというと、ずっと一日泣きじゃくって終わっちゃうのかなってちょっとそこが心配だなって。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。今お二人の意見も出ましたけれども、やっぱり現場側はある程度慣れているところもありまして、リフレッシュで私も何回か預けさせていただいているときに、うちの息子たちもすごい泣いて、「ママ、ママ」って言って私も後ろ髪を引かれる思いだったんですけど、「もういいよ、お母さん行って、行って、こっちに任して、大丈夫だよ、いつも慣れてるから」という感覚で受けていただいているのが現場のプロの方々なので、何人どのぐらいのニーズがあるかはこれから調べていくということで、どこからのスタートになるかは分からないですけども、やはりある程度基準をクリアしたプロの方々なのでそこは任せていただくっていうところも市民としてちゃんと安心して、もちろん環境づくりは必要なんですけれども、特にこども園は行政の方々が見ているところなので安心して預けられる先ではないかなと私は思います。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、私はリフレッシュと同じような感覚で預けるのか、それとも条件がなくなったから毎日預けると、そういうような形と私はあると思うんですよ、二通り。ですから……。

〔「毎日じゃなかったですよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） これ、上限はありますから。

〔「月10時間まで」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 月10時間という制限があるのか。そうすると何か条件を外れて誰でも預けるっていうのは今までの宣伝っていうのはうそになるね。おかしいよね、それはね。10時間っていうのは本当に1か月に1回か2回っていうような、それでお母さんのストレスが取れるかっていうと、とても取れないと私は思うよね。

○14番（小林博文君） これはストレスもなしに子どもを集団生活に慣れさせようという趣旨なので10時間っていう。毎日預けたら就労している保育園の子と全く何もしない、今言った誰でも制度、本来誰でも制度なら何でも同じような条件で預けられると思うんだけど、だから名前が僕は悪いと思う。

○委員長（西下敦基君） 挙手をお願いします。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。私、保健体育の授業をやっていて子どもたちにも教えるんですけども、3歳までは家庭の家族で絆をつくって、3歳以上になって保育園とか幼稚園へ行って集団に適應して、それで小学校行ったら学校の子、中学校に行ったらまた学校の子、そして社会、その段階がありますよっていうのは保健体育で教えているんですけども、

文科省はそこを変えないといかん感じかなって、この制度について、目的、小さいゼロ歳のうちから集団に慣れさせるって何か言っていることもちょっとおかしいなって思ってしまうんですけども、すみません。

○14番（小林博文君） 今の件で、僕が議員になりたての頃にそういう議員のあれがあって、要は団塊の世代の人を悪く言うわけじゃないですけど、その方はそういう意識が強いんですよ。子どもは小さいうちは親が必ずいなきゃ駄目なんだって。僕はそれに反論したのは、うちの子どもは全員1歳以下で全員保育園に預けて、要は共働きだって、両親も働いていて、うちに誰もいなくなるので預けていたんだけど、別にぐれませんでしたよってという反論はするんですけど、一ついい面は、早く預けると物心つく前から行っていけば行くものだと思っていて、逆に3歳とかから入れるほうが、その今あった、でも慣れるのは早い、子どもは順応性が高いんで、その辺では今言った心配ってというのは最初のほうだけであって、そこら辺はあんまり関係ないっていうのかなと思うんで、その制度として、今のとおりで、いろいろ聞いていると10時間ということも妥当性が出てくるんですよ。毎日預けていたら保育料のあれがどうなっちゃうかっていうのもあるし、保育園がパンクしちゃうと思うので、その辺はやむを得ない、繰り返しになっちゃう、何か名前が悪いんでみんな勘違いしているんだけど、条件としてはもう集団生活に慣れるっていう条件があればそこはいいんじゃないかなと思うんですね。

○委員長（西下敦基君） どうぞ。

○1番（本田高一君） すいません。1番 本田ですけど、私もうちの一緒に住んでいる孫を1歳からやっぱり預けて、毎日私が送ってきました。それで行きたくないっていうので、本当に電車を見せて、ぐるぐるっとドライブしながら連れていったんですけども、そうしたら1年間たつとやっぱり先生がすごい慣れてきて、それでもう自分で行くようになったもんですからね。だからやっぱりそういう段階があって、やっぱり月に10時間とかっていうと、今リフレッシュとか親のそういうのも分かるもんですから、ただ小林さん言うように名前がよくないなって思いました。すいません。

○委員長（西下敦基君） なるべく条例の中身で議論していただければ助かります。

よろしいですかね、大体。採決になります。よろしいですか。

それでは採決をさせていただきます。「議案第82号 菊川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（西下敦基君） 挙手全員ということで、よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第82号の審査は終わります。お疲れさまでした。

なお、会議録の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

散会 午後3時36分